

答 申

1 審査会の結論

豊橋市長（以下「市長」という。）が「入札制度検討会議資料」を非公開としたことは、一部について妥当でなく、別表に掲げる「非公開が妥当である部分」を除いた残りの部分は公開すべきである。

2 実施機関の説明の要旨

市長の公文書公開請求に係る文書（以下「本件文書」という。）についての説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

本件文書は、平成25年度第1回から第3回までの入札制度検討会議で出席委員らに配布された資料であって、各議題についての議事及び決定事項に関する考え方等が記載されている文書である。

(2) 非公開とした理由

ア 本件文書には、豊橋市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第7号柱書に掲げる非公開情報が記録されているためである。

イ 条例第6条第1項第7号柱書の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は、現在の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもののみならず、同種の事務又は事業が反復される場合において、公開請求に係る公文書の公開により、将来の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを含む。

ウ 入札・契約制度については、公契約を取り巻く状況に応じて機動的かつ適切な見直しを行う必要があり、そのためにはできる限り多様な資料や意見を参照しながら、意思決定を行う必要がある。

そして、入札制度検討会議資料は、入札・契約制度を見直す必要が生じ

たときに入札制度検討会議においてその構成員が入札・契約に係る課題及び検討事項について検討する際の判断材料を提供するための資料となる。

本件文書の内容は、工事に伴う委託（建設コンサルタント等業務）における低入札対策に関するものであるが、庁内外への調査・ヒアリングを実施し、その結果を分析したうえで、平成25年度改正の考え方や改正案を示したものである。

入札制度検討会議は、将来にわたり入札・契約制度の見直しをする際にその都度開催されるものである。そのため、本件文書を公開すると、今後の入札制度検討会議資料については資料が公開されることを前提としてその資料のもととなった業者への聞き取り調査の結果や関係部署の意見等についてより一層配慮することが必要となる。こうした配慮により、入札制度検討会議に提供する資料の情報量等が不足することになりかねない。

その結果、入札制度検討会議の意思形成過程における自由な意思形成が阻害され、適正な検討・判断がなされなくなるおそれがある。

エ よって、本件文書には、条例第6条第1項第7号柱書に掲げる非公開情報が記録されているため、本件文書を非公開とした。

### 3 異議申立ての内容

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成26年2月14日付けで行った公開請求に対して市長が同月28日付けで非公開とした処分の取り消しを求めるものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由についてはおおむね次のとおりである。

ア 本件文書は、平成25年4月10日、同月19日及び同月25日に開催された各入札制度検討会議で配布された資料であるため、平成26年2月14日付けで行った公開請求時点では既に終了した会議の資料である。また、各会議での議題はいずれも議決されている。

よって、本件文書は、すでに終了した会議で使用された資料であり、今

後の入札・契約制度検討において支障を及ぼすおそれがない情報であるため、非公開情報に該当せず公開すべきである。

イ また、実施機関は、条例第6条第1項第7号のアからオまでのいずれに該当するかを示すことなく、柱書をもって一括して非公開としているため、非公開理由の根拠に誤りがある。

ウ 他の自治体では、入札制度検討会議の配布資料が公開されている（例えば、長野県公共工事入札等検討委員会、愛知県入札監視委員会及び京都府入札制度検討委員会である。）。各自治体では、配布資料を公にしても自由な意思形成が阻害されるおそれがないことを前提としており、むしろ積極的な公表により入札制度の透明性を高める努力がなされているといえる。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令では、入札・契約に関する事項の公表義務を定めている。

エ よって、市長が入札制度検討会議資料を非公開としたことは、妥当でなく、公開すべきである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係を増進することを目的とし（第1条）、その解釈及び運用は、その権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている（第3条）。

そして、条例第6条第1項は、原則公開を定めるとともに、公開しないこととする公文書の範囲及び実施機関が公文書の公開をしないこととする権限を定めている。

本審査会は、このような条例の各項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断す

るものである。

## (2) 非公開情報について

条例第6条第1項第7号柱書の非公開情報は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。

「おそれ」については、同種の事務又は事業が反復される場合において、公開請求に係る公文書の公開により、将来の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものも含まれる。

なお、同号アからオまでは例示列举であって、これらに該当しない事務又は事業であっても本号柱書の対象となるため、非公開情報の根拠となる。

## (3) 入札・契約制度について

入札・契約制度は、経済状況や国の施策により影響を受けるため、メリット・デメリット等の総合判断により、その時点で最良と考えられる制度を採用する必要がある。

また、入札・契約制度は、改正後も継続的に入札結果の分析・検証がなされるので、採用されなかった改正案が採用される可能性もある。

このような制度の性質からすると、入札制度の検討は同種の事務又は事業が反復される場合に該当する。

## (4) 非公開が妥当である部分の分類

そこで、本件文書を公開することにより、将来の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かが問題となる。

本件文書は、①改正理由及び考え方に関する部分、②採用されなかった改正案に関する部分、③業者等への聞き取り調査の結果に関する部分及び④関係部署や幹事会の意見等に関する部分に分類できる。

その他の部分は、すでに公表されている部分及び未公表であるが公開しても将来の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがない部分である。

①・②・③・④を公開すると、以下の理由により、入札制度検討事務の性質上、将来行われる事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

① 改正理由及び考え方に関する部分

改正理由及び考え方を公開すると、今後の制度検討に関する疑問を与え、異なる意見を持つ入札参加業者からの不当な干渉等今後の入札制度検討の過程で自由な意思形成が阻害される蓋然性が高い。

② 採用されなかった改正案に関する部分

採用されなかった改正案を公開すると、制度改正への疑問を与え、より利益を享受できると考える入札参加業者からの不当な干渉等今後の入札制度検討の過程で自由な意思形成が阻害される蓋然性が高い。

③ 業者等への聞き取り調査の結果に関する部分

聞き取り調査は、入札参加業者から任意で行う意見聴取である。

これを公開すると、協力者との信頼関係を損ね、今後の聞き取り調査に際し、本音を隠し自社の利益につながる発言のみをする業者が出る等正確な聞き取り調査に支障を来す蓋然性が高い。

④ 関係部署や幹事会の意見等に関する部分

関係部署や幹事会は、入札制度検討について自由な意見交換を行う場であり、特に幹事会は制度決定に直結する議論を行う場である。

これらを公開すると、活発な議論による率直な意見の交換をすることが躊躇され、また制度決定の過程を知られることから、利害関係者に様々な憶測を抱かせる蓋然性が高い。

(5) 結論

以上より、「1 審査会の結論」のとおり、別表に掲げる「非公開が妥当である部分」は非公開が妥当であるが、これらを除いた残りの部分は公開すべきである。

【別表】非公開が妥当である部分

① 改正理由及び考え方に関する部分

第1回入札制度検討会議資料

資料	非公開部分
P5	「平成25年度改正案」の「改正理由」
P7	「平成25年度改正の考え方」
P10	「今後の方向性について」

第2回入札制度検討会議資料

資料	非公開部分
P4	「入札結果と他都市の状況からの考察」
	「平成25年度改正案」のうち「一定の数値的失格基準を設定する。」及び「低入札価格調査制度において失格判断基準を設定することとしたい。」以外の部分
P5	「対象業務」の「改正案（案2）」の理由部分
	「調査基準価格・失格判断基準の算定方法」「調査基準価格」の「理由」
	「調査基準価格・失格判断基準の算定方法」「失格判断基準」の「(案1)」の理由部分及び「(案2)」の理由部分
P6	「適用時期の(案2)」「要領改正や業者への周知等の準備が整い次第適用をしていく。」より上の部分
P8	「今後の方向性について」から「建設工事の入札等における公正性の確保について」を除く部分

第3回入札制度検討会議資料

資料	非公開部分
P2	「調査基準価格及び失格判断基準の案」「調査基準価格」の「考え方」
	「(失格判断基準)(案1)」の「考え方」
P3	「失格判断基準(案2)」の表中「考え方」

② 採用されなかった改正案に関する部分

第 1 回入札制度検討会議資料

資料	非公開部分
P8	「平成 25 年度改正案」

第 2 回入札制度検討会議資料

資料	非公開部分
P3	「国・県の算定式に寄った場合の最低制限価格等の設定率」の表中、 「最低制限価格」及び「失格判断基準」の数字
P5	「対象業務」の「改正案（案 2）」
	「調査基準価格・失格判断基準の算定方法」「調査基準価格」の 「(案)」
	「調査基準価格・失格判断基準の算定方法」「失格判断基準」の「(案 1)」
P6	「(失格判断基準案)」の数字
	「(上記算出方法による平成 24 年度業務における設定率)」の「率」の 数字
	「適用時期の（案 1）」
P9	「適用方法（案 1）」

第 3 回入札制度検討会議資料

資料	非公開部分
P1	「【設定率】（平成 24 年度発注業務の積算内訳により算出）」の表中の 「(調査基準価格)」及び「失格判断基準」の数字
P3	「(調査基準価格) 及び (失格判断基準) の案」の (失格判断基準) の 「(案 2)」の数字
	「【設定率】」（平成 24 年度発注業務の積算内訳により算出) の「失格 判断基準 (案 2)」の数字

③ 業者等への聞き取り調査の結果に関する部分

第1回入札制度検討会議資料

資料	非公開部分
P6	「平成 24 年度入札結果等の検証について」の「また、低入札価格調査とは別に、…質問を行った。」以下の部分
P10	「近隣都市の J V 制度の状況」の表中、豊田市・岡崎市・浜松市の「J V に対する考え方」及び「理由」

第2回入札制度検討会議資料

資料	非公開部分
P1	「平成 24 年度入札結果等の検証について」の「また、低入札価格調査とは別に、…質問を行った。」以下の部分
P8	「近隣都市の J V 制度の状況」の表中、豊田市・岡崎市・浜松市の「J V に対する考え方」及び「理由」

④ 関係部署や幹事会の意見等に関する部分

第1回入札制度検討会議資料

資料	非公開部分
P4	「幹事会での意見」
P5	「幹事会での意見」
P7	「工事担当課の意見」
P8	「幹事会の意見」

第2回入札制度検討会議資料

資料	非公開部分
P4	「工事担当課の意見」

【審査会の処理経過】

年 月 日	内 容
26. 3. 14	○諮問（第73号）
26. 3. 17	○異議申立人に実施機関からの非公開理由説明書を送付
26. 3. 20	○実施機関から非公開理由説明書を受理
26. 4. 28 (第55回全体会)	○異議申立人から意見書を受理 ○実施機関職員から非公開理由等を聴取 ○異議申立人の意見陳述 ○審査
26. 6. 5 (第56回全体会)	○審査
26. 7. 16	○答申内容の決定

氏 名	所 属 团 体 等
庄 村 勇 人	名城大学
河 邊 伸 泰	弁 護 士
見 目 喜 重	豊橋創造大学
寺 部 光 敏	弁 護 士
渡 邊 齊	元朝日新聞論説委員